

第1回 市立芦別病院のあり方検討委員会 次第

と き 平成31年2月27日(水) 午後5時

ところ 市立芦別病院 2階講義室

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 委員長及び副委員長の互選について
- 6 正副委員長あいさつ
- 7 報告事項
 - (1) 市立芦別病院の現状と課題について
 - (2) その他
- 8 協議事項
 - (1) 公開の取扱い及びオブザーバー出席について
 - (2) スケジュールと各回の審議内容について
 - (3) その他
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

市立芦別病院のあり方検討委員会 正副委員長互選資料

(五十音順：敬称略)

氏 名	団体等・役職	備 考
カワ ベ 弘 ミ 川 邊 弘 美	社会福祉法人芦別慈恵園 施設長	3号 (その他)
サ コ カズ ヒロ 佐 古 和 廣	名寄市立大学 学長	1号 (学識経験者)
タケ ハラ ツカサ 竹 原 司	芦別市国民健康保険運営協議会 会長	3号 (その他)
ニシ ムラ ノブ ヒコ 西 村 宣 彦	北海学園大学 開発研究所長 経済学部地域経済学科 教授	1号 (学識経験者)
ノ グチ カズ ヤ 野 口 和 哉	医療法人北武会野口病院 院長／ 芦別市医師会 理事	2号 (芦別市医師会)
フジ シマ アキラ 藤 嶋 彰	藤島医院 院長／芦別市医師会 会長	2号 (芦別市医師会)

【参考】市立芦別病院事業運営委員会等条例 抜粋（第10条第2項）

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社団法人芦別市医師会から推薦された者
- (3) その他市長が指名する者

報告事項(1) 市立芦別病院の現状と課題について～配付資料のご案内

- 1 市立芦別病院第2次中期経営計画（平成26年度～平成30年度）
→平成26年3月策定
・添付している参考資料
①市立芦別病院中期経営計画（平成19年度～平成23年度）
②平成25年度総務省地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業講評記録
など
- 2 市立芦別病院新改革プラン（平成29年度～平成32年度）
→平成29年3月策定
- 3 市立芦別病院経営健全化計画書
→平成30年3月策定
- 4 市立芦別病院 各種統計データ集（平成29年度）
- 5 市立芦別病院事業会計 決算審査特別委員会資料（平成29年度）
→平成30年9月20日開催
- 6 住民説明会配付資料
→平成30年11月30日から12月21日まで、市内10会場で実施した。
- 7 平成31年度 市立芦別病院事業会計予算 庁議資料
→平成31年 2月 6日

市立芦別病院のあり方検討委員会の公開の取扱い（案）

区 分		公開・非公開の別	備 考
検討委員会の設置趣旨等		公 開	
委員に関する事項	氏 名	公 開	
	所属団体等	公 開	
会議に関する事項	① 会 議	非 公 開	②③については、個人 情報等を除いて公開
	② 会 議 資 料	部分公開	
	③ 会 議 録	部分公開	

【会議等を非公開とする理由】

協議内容の中に、各委員が個人的に関わってきたことや、各々の医療機関、施設等の内情などに関する発言が想定されることや、市政に関する意志形成過程の情報が含まれることがあり、会議を公開した場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため。

市立芦別病院のあり方検討委員会のオブザーバー出席について（案）

氏 名	団体等・役職	備 考
加 藤 勝 美	市立芦別病院事業運営委員会 委員長	
大 下 睦 夫	市立芦別病院事業運営委員会 副委員長	
稲 場 厚 一	芦別市 副市長	
津 幡 俊 昭	芦別市 総務部長	
鈴 木 透	芦別市 市民福祉部長	
細 川 寿 和	市立芦別病院 院長	
赤 間 博 美	市立芦別病院 看護部長	

【参考】

市立芦別病院事業運営委員会等条例 抜粋（第11条において準用する第6条第4項）

- 4 委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

委員会のスケジュールと各回の審議内容（案）

	開催時期	テーマ	内 容
第1回	2019年 2月27日	市立芦別病院の現状と課題／諮問事項	・現状と課題、諮問事項の説明
第2回	2019年 3月下旬から4月上旬	「市立芦別病院のあり方」の検討① 地域医療、公立病院の役割の視点から	・外部環境（地域の医療資源など）について ・経営形態及び病床規模の見直しについて
第3回	2019年 6月 6月定例市議会開催前	「市立芦別病院のあり方」の検討② 経営、持続可能性の視点から	・内部環境（経営分析など）について ・市民ニーズ（アンケート結果など）について
第4回	2019年 8月	ここまでの議論の整理／経営診断の実施	
第5回	2019年10月	ここまでの議論の整理／経営診断の結果	
第6回	2019年12月	「市立芦別病院のあり方」とりまとめ／答申	

○市立芦別病院事業運営委員会等条例

昭和46年 6 月22日

条例第19号

改正 昭和50年 8 月16日 条例第25号

平成21年 6 月19日 条例第14号

平成28年 8 月 4 日 条例第23号

平成31年 2 月 7 日 条例第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 市立芦別病院事業運営委員会（第 2 条—第 7 条）

第 3 章 市立芦別病院のあり方検討委員会（第 8 条—第11条）

第 4 章 雑則（第12条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する市立芦別病院事業運営委員会及び市立芦別病院のあり方検討委員会（以下「運営委員会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 市立芦別病院事業運営委員会

（設置）

第 2 条 市立芦別病院事業の運営を推進しその円滑な遂行を期するため、市立芦別病院事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 運営委員会は、市長の諮問に応じ病院事業に関する諸般の事項を調査審議し、これらに関し市長に答申又は意見を具申する。

（組織）

第 4 条 運営委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 公共的団体から推薦された者

（2） 公募に応じた市民

3 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 運営委員会に、委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長には、委員長が当たる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、市立芦別病院事務部において行う。

第3章 市立芦別病院のあり方検討委員会

(設置)

第8条 市立芦別病院事業の組織的な運営及び経営を専門的な見地から検討するため、市立芦別病院のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第9条 検討委員会は、市長の諮問に応じ病院事業の運営及び経営について専門的事項を調査審議し、これらに関し市長に答申又は意見を具申する。

(組織)

第10条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社団法人芦別市医師会から推薦された者
- (3) その他市長が指名する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条の規定は、検討委員会について準用する。この場合において、「運営委員会」とあるのは、「検討委員会」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、運営委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月16日条例第25号）～（平成28年8月4日条例第23号抄） 省略

附 則（平成31年2月7日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市立芦別病院事業運営委員会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項第1号の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の市立芦別病院事業運営委員会等条例第4条第2項第1号の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は旧条例の規定による任期の残任期間とする。

（芦別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 芦別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前							
別表（第2条、第3条関係）							別表（第2条、第3条関係）							
職種別	報酬額		旅費額				職種別	報酬額		旅費額				
	区分	金額	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	管外 日当 (1 日に つき)	管外 宿泊 料(1 夜に つき)	食卓 料(1 夜に つき)		区分	金額	車賃 (1 キロ メー トル につ き)	管外 日当 (1 日に つき)	管外 宿泊 料(1 夜に つき)	食卓 料(1 夜に つき)	
略							略							
行政 改革 推進 委員 会	略						行政 改革 推進 委員 会	略						
市立 芦別 病院 のあ り方 検討 委員 会	学識 経験 者の 委員	日額	10,000											
	その 他の 委員	日額	4,000											
略							略							
備考 略							備考 略							